

2016年6月2日

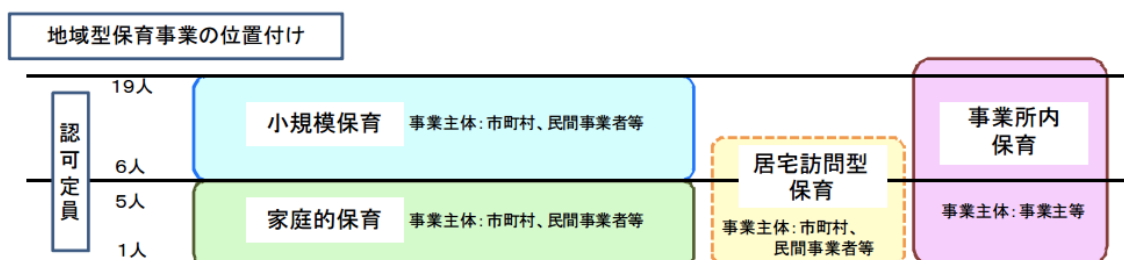
「小規模保育の年齢規制の緩和による、待機児童解消の加速案」のご提案



小規模認可保育所の様子

【小規模保育の年齢規制を緩和してください】

- 子ども子育て新制度によって創設された地域型保育（小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・家庭的保育）は、開園や運営に柔軟性が高く、待機児童解消に大きく貢献しています



- 特に小規模認可保育所は初年度で1655箇所（認可保育所の6%程度）と激

増しています

- 一方で、小規模保育は「0～2歳まで」と定められています
 - 児童福祉法第六条の三第十項：10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - ◇ 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- これは制度設計の背景に、待機児童の多くが0～2歳までに集中していたこと、3歳以降は幼稚園などに転園することを前提にしていたことがありました
- しかし、都市部においては3歳児でも待機児童が発生していること。幼稚園が3歳児以降の受け皿になっていないこと等があり、前提が崩れています
- そこで、地域型保育でも3歳児以降を受け入れられるように特区において規制緩和して頂きたいです。例えば、3歳～5歳までの子どもを12人預かる小規模認可保育所を作れるようにします。また、0～5歳の子ども達を預かる19人定員の小規模園があっても良いでしょう
- 既に企業主導型保育所や、同じ地域型保育の事業所内保育所では5歳まで預かれるようになっているので、小規模のみ0～2歳に制限することは、意味をなさなくなっています
- 小規模保育が全年齢対応になることで、より待機児童の解消に貢献していくでしょう
- ぜひ、待機児童解消を阻む、無意味な壁を突破していただけたらと思います

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹